様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　2023　年　1　月　18　日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） かぶしきがいしゃいしかわこんぴゅーた・せんたー  一般事業主の氏名又は名称 株式会社石川コンピュータ・センター  （ふりがな） やまうら　のりゆき  （法人の場合）代表者の氏名 山浦　伯之 印  住所　〒920-0398  石川県金沢市無量寺町ハ6番地1  法人番号　3220001000949  　情報処理の促進に関する法律第３１条の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ICCのDX推進に向けた取り組み | | 公表日 | 2023年1月18日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 【公表方法・公表場所・記載箇所】  株式会社石川コンピュータ・センター公式Webサイト  HOME > 会社情報 > ICCのDX推進に向けた取り組み  環境認識とICC DXビジョン  DXビジョンを実現するビジネスモデルの方向性＜ICCにおけるDXビジネスモデル・方向性＞  【ページ(URL】  https://www.icc.co.jp/company/iccdx.html | | 記載内容抜粋 | ＜環境認識＞  COVID-19拡大を契機として、世界規模でデジタル化が加速するなかで、企業が生き残っていくには、激変する社会・経済に合わせ、自身の組織やビジネスモデルを変革し、デジタルトランスフォーメーション（DX：Digital Transformation）により、新たな価値をスピーディーに創出していくことが必要となります。  ＜ICC DXビジョン＞  当社は、1972年設立以来、お客様が抱える多様なニーズに対して、情報処理、ソフトウェア開発、アウトソーシング、ISP、セキュリティ、クラウドサービスなど、最新のITを駆使し、総合的なソリューションを提供して参りました。  これまで培った豊富な情報サービスの提供実績と自社のデータセンター活用を強みに、トータルソリューションビジネスを拡大し、お客様のビジネス変革を共に進め、さらには社会のライフサイクル全般を支援し、持続可能な社会の実現に向けて貢献して参ります。  ＜ICCにおけるDXビジネスモデル・方向性＞  当社は長年IT事業で培ってきた豊富なアセット(製品・サービス、データセンター、業種業務ノウハウ)をベースに　AI/IoT等の技術活用により、サービスに新たな付加価値を付け社会変化に適応したICCならではの価値創造を実現します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ホームページに掲載させていただいている内容は、弊社取締役会にて2022年10月26日に承認された内容であり、代表取締役社長名で発信しており、代表取締役社長が責任を持って推進することとしています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ICCのDX推進に向けた取り組み | | 公表日 | 2023年1月18日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 【公表方法・公表場所・記載箇所】  株式会社石川コンピュータ・センター公式Webサイト  HOME > 会社情報 > ICCのDX推進に向けた取り組み  DXビジョンを実現するビジネスモデルの方向性＜ビジネスモデル実現のための領域別戦略＞  【ページ(URL】  https://www.icc.co.jp/company/iccdx.html | | 記載内容抜粋 | 当社は自社の取組及び事業セグメント別にデータ活用による当社サービスモデルの変革について戦略策定しております。これら戦略は当社の保有するアセットに先端技術で付加価値を創出し、競争優位性を高めることを目指したものとなっております。  《自社内における取組》  【経営指標の集約とリアルタイム分析】  　経営指標データを一か所に集約、リアルタイムに数値を把握・分析するためのシステム(新統合システム)を構築し、変化への対応力を向上させる  【お客様情報の共有と活用】  　お客様対応情報やお客様情報を、クラウド型データベース等のツールを用いて整備し、会社・組織内で共有・活用することで、お客様対応力を向上させる  【デジタルマーケティングの推進】  　お客様の興味やニーズ等を収集・見える化・分析することにより、商談に至るまでの営業プロセスを変革する  《社外に向けた取組》  【自治体】　既存のCOUS製品・サービスをベースとし、“スマートシティ”実現に向けた地域社会の課題解決を図る新ソリューションを創出し、「住みやすい街づくり～well-being～」実現に貢献する  【医療】　AIやIoTなどの新技術により“LifLiサービスを進化”させ、安全・安心な医療提供に貢献し、医療機関のみならず、医療従事者、患者、住民等の個人が抱える様々な課題を解決するサービスに発展させる  【民間】 お客様への提案事例をもとに製造業・建設業向けIoT/AI技術を活用したモデルパターンを創出し、ICCにおける製造業・建設業向けソリューションの立ち上げ、横展開を図る | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ホームページに掲載させていただいている内容は、弊社取締役会にて2022年10月26日に承認された内容であり、代表取締役社長名で発信しており、代表取締役社長が責任を持って推進することとしています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 【戦略における記載箇所】  株式会社石川コンピュータ・センター公式Webサイト  HOME > 会社情報 > ICCのDX推進に向けた取り組み  戦略実現のための体制強化  【ページ(URL】  https://www.icc.co.jp/company/iccdx.html | | 記載内容抜粋 | ＜ICCにおけるDX推進体制＞  当社はDX戦略実現のために本部横断型プロジェクトとして「DX推進プロジェクト」を設置しております。本プロジェクトの責任者は当社代表取締役社長が務めております。  ＜戦略の推進に向けたICCの人材育成取り組み＞  ・DXテクノロジー専門領域については社員育成プログラムの検討を開始しました。  ・DX技術支援部隊には新人の重点配置等の人的リソースを投入、技術面でDX推進を後押しする体制を強化して参ります。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 【戦略における記載箇所】  株式会社石川コンピュータ・センター公式Webサイト  HOME > 会社情報 > ICCのDX推進に向けた取り組み  戦略実現のための戦略的投資  【ページ(URL】  https://www.icc.co.jp/company/iccdx.html | | 記載内容抜粋 | ＜戦略の推進に向けたITシステム・デジタル技術活用環境の整備＞  当社が中期計画・長期ビジョンで目指す“あるべき姿”を実現するために、自治体、医療、民間のお客様に対するDX推進、提供サービスの新たな技術活用による開発投資を既存の自社システム維持運用費とは別に戦略的に投資して参ります。  また自社のDX推進の取り組みとして「新統合システム」の完成、お客様情報を整備し共有・活用の開始、デジタルマーケティングの取り組みについてスケジュールを策定し、計画的に取り組んでおります。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 【戦略における記載箇所】  株式会社石川コンピュータ・センター公式Webサイト  HOME > 会社情報 > ICCのDX推進に向けた取り組み  戦略実現のための戦略的投資  【ページ(URL】  https://www.icc.co.jp/company/iccdx.html | | 公表日 | 2023年1月18日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 【公表方法・公表場所・記載箇所】  株式会社石川コンピュータ・センター公式Webサイト  HOME > 会社情報 > ICCのDX推進に向けた取り組み  戦略実現のための戦略的投資  【ページ(URL】  https://www.icc.co.jp/company/iccdx.html | | 記載内容抜粋 | ＜戦略達成状況におけるKPI＞  2027年（第55期）までの達成指標  ・DX関連売上比率　5%  ・DX人材（技術者）の育成　15名増（2022年 第50期を基準）  ・自社DXにおける基盤としての「新統合システム」を2025年に完成  ・お客様情報の整備と共有・活用を2024年に開始  ・デジタルマーケティングにより問い合わせ件数とそこからの商談件数増：200%（2022年 第50期を基準） |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2023年1月18日 | | 発信方法 | 当社公式Webサイトにて、DX推進の進捗状況を、当社代表取締役社長名で発信しております。  【公表方法・公表場所・記載箇所】  株式会社石川コンピュータ・センター公式Webサイト  HOME > 会社情報 > ICCのDX推進に向けた取り組み  進捗状況はこちら  【ページ(URL】  https://www.icc.co.jp/company/iccdx.html | | 発信内容 | 当社のDX推進の進捗状況として、DX関連売上比率、DX人材の育成、自社DXの取り組みにおける目標達成に向けた取り組みの進捗状況を発信しております。  ■DX関連売上比率  　・展示会・セミナー　出展状況  　・弊社主催・共催イベント  　・導入事例  ■DX人材の育成  　・DX関連資格合格者数  ■自社DXの取り組み状況  　・新統合システムの構築状況  　・お客様情報の整理・共有の取り組み状況  　・デジタルマーケティングの取り組み状況 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年10月頃　～　2022年10月頃 | | 実施内容 | IPAのサイトよりダウンロードした、「「DX推進指標」自己診断フォーマットver2.3」に自己診断結果を記入し、添付いたします。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2004年1月以降、継続的な取り組みとして実施 | | 実施内容 | 当社は、情報セキュリティを事業継続のための重要な経営基盤として位置づけ、下記の認証を取得しており、年2回の内部監査、年1回の外部審査を経て、認証を維持しております。また、情報セキュリティ対策の取り組みを行っていることの自己宣言として、SECURITY ACTIONの二つ星を宣言しております。  セキュリティ人材の育成にも注力し、資格取得にも取り組んでおります。  ＜取得認証＞  □ISMS情報セキュリティの活動推進  　適用規格：ISO/IEC27001:2013 /JIS Q 27001:2014  　登録証番号：JQA-IM0135  　登録日：2004年1月23日　以降継続審査、認定取得  　※「ISO/IEC27001」の付帯認証となる「ISO/IEC27017」の認証も取得 しております(登録証番号：JQA-IC0055、登録日：2021年1月8日)。  □PMSプライバシーマーク認定活動  　認定番号：第19000653(06)号  　認定日：2010年12月1日　以降継続審査、認定取得  ＜公開URL＞  □取得認証  　https://www.icc.co.jp/company/recognition\_index.html  □SECURITY ACTION  　https://www.icc.co.jp/company/recognition\_isms.html  ＜情報処理安全確保支援士　取得人数＞  　のべ４名 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所」欄は、氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。一般事業主が法人の場合にあっては、住所については主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。